

青梅市地域介護予防活動支援事業補助金交付要綱の制定について

## 1 制定の理由

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）にもとづく一般介護予防事業を通じた地域づくりに資するため、同法の規定による住民主体の介護予防を目的とした事業（以下「地域介護予防事業」という。）を支援するため、新たに補助金交付要綱制定した。

## 2 制定の内容

本補助金は、所定の様式にて市に登録された団体に対し、会場借上げ料相当額を交付するものである。

### (1) 対象者

市が実施する介護予防リーダー養成講座を修了した者が所属し、地域介護予防事業の実施を目的とした活動を行う市内の団体で、地域介護予防事業を行い、次に掲げる要件を全て備えるものとする。

ア 1 年以上継続して事業を実施できる団体であること。

イ 市内においておおむね 1 0 人以上参加できる活動であり、かつ、月に 1 回以上実施し、1 回当たりの実施時間が 1 時間以上であること。

ウ 前イの実施時間における介護予防に関する運動および講座が、原則 3 0 分以上含まれるものであること。

エ 市内に居住する 6 5 歳以上の高齢者を対象とした地域における介護予防活動で、年齢以外の制限を設けないこと。

オ 営利活動、宗教活動または政治活動を目的とする事業ではないこと。

### (2) 対象経費

対象経費は、補助対象事業に要する経費のうち、会場借上料相当額とし、この場合において、対象となる施設は、市が所管する公の施設、市内の自治会館その他の公共的施設とする。

### (4) 補助金の交付

市は、事業実施後に所定の様式によって行われた事業実績報告および補助金請求にもとづき、内容審査の上、補助金を交付するものとする。

### 3 実施期日

令和2年4月14日から実施し、令和2年4月1日から適用する。  
ただし、令和5年3月31日にその効力を失うものとする。